

様式第2号(第17条関係)

公文書公開決定通知書

朝入収第27号
令和2年6月24日

黒藪哲哉 様

朝霞市長 富岡 勝則 印

令和2年6月10日付けで公開請求のあった公文書については、朝霞市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公開することと決定したので通知します。

公開する 公文書の名称	平成31年度歳出整理簿（入札契約課）
公開の日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時
公開の場所	市政情報課
求めることができる 公開の実施の方法	写しの交付
担当	総務部 入札契約課 入札契約係 電話番号 048-463-2488 内線 2333
備考	

- (注) 1 公文書の公開を受けるときには、この通知書を係員に提示してください。
2 公文書の公開の当日都合が悪い場合は、あらかじめ連絡してください。
3 この決定により公開を受けた公文書から得た情報は、朝霞市情報公開条例の目的に即して適正に使用してください。

公文書部分公開決定通知書

朝産収第736号
令和2年6月24日

黒敷哲哉 様

朝霞市長 富岡 勝則 印

令和2年6月10日付けで公開請求のあった公文書については、朝霞市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定したので通知します。

公開する公文書の名称	平成31年度歳出整理簿（産業振興課）
公開の日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時
公開の場所	市政情報課
求めることができる公開の実施の方法	写しの交付
公開しない情報	氏名
公開しない理由	朝霞市情報公開条例第7条第2号に該当（理由） 個人に関する情報であり、公にすることで特定の個人が識別できるため
公開しない情報を公開することができる期日	年 月 日以後であれば請求に係る公文書の全部・一部を公開することができますので、同日以後に改めて公文書の公開を請求してください。
担当	市民環境部 産業振興課 産業労働係 電話番号 048-463-1903 内線2243
備考	

- (注) 1 公文書の公開を受けるときには、この通知書を係員に提示してください。
2 公文書の公開の当日都合が悪い場合は、あらかじめ連絡してください。
3 「公開しない情報を公開することができる期日」の欄には、請求に係る公文書が期間の経過により1年以内に公開することができ、かつ、その期日を明示することができる場合に記載しています。
4 この決定により公開を受けた公文書から得た情報は、朝霞市情報公開条例の目的に即して適正に使用してください。

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

公文書部分公開決定通知書

朝開収第96号
令和2年6月24日

黒敷哲哉 様

朝霞市長 富岡 勝則 印

令和2年 6月10日付けで公開請求のあった公文書については、朝霞市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定したので通知します。

公開する公文書の名称	平成31年度歳出整理簿(開発建築課)
公開の日時	年 月 日() 午前・午後 時
公開の場所	市政情報課
求めることができる公開の実施の方法	写しの交付
公開しない情報	氏名
公開しない理由	朝霞市情報公開条例第7条第2号に該当(理由)個人に関する情報であって、特定の個人を識別し得るため。
公開しない情報を公開することができる期日	年 月 日以後であれば請求に係る公文書の全部・一部を公開することができますので、同日以後に改めて公文書の公開を請求してください。
担当	都市建設部 開発建築課 住宅政策係 電話番号 048-423-3854 内線 2594
備考	

- (注) 1 公文書の公開を受けるときには、この通知書を係員に提示してください。
2 公文書の公開の当日都合が悪い場合は、あらかじめ連絡してください。
3 「公開しない情報を公開することができる期日」の欄には、請求に係る公文書が期間の経過により1年以内に公開することができ、かつ、その期日を明示することができる場合に記載しています。
4 この決定により公開を受けた公文書から得た情報は、朝霞市情報公開条例の目的に即して適正に使用してください。

教 示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として(訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由がある場合は、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第3号（第17条関係）

公文書部分公開決定通知書

朝み収第109号
令和2年6月24日

黒敷 哲哉 様

朝霞市長 富岡 勝則 印

令和2年6月10日付けで公開請求のあった公文書については、朝霞市情報公開条例第1条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定したので通知します。

公開する公文書の名称	平成31年度歳出整理簿（みどり公園課）
公開の日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時
公開の場所	市政情報課
求めることができる公開の実施の方法	写しの交付
公開しない情報	氏名
公開しない理由	朝霞市情報公開条例第7条第2号に該当（理由）個人に関する情報であり、公にすることで特定の個人が識別されるため
公開しない情報を公開することができる期日	年 月 日以後であれば請求に係る公文書の全部・一部を公開することができますので、同日以後に改めて公文書の公開を請求してください。
担当	都市建設部 みどり公園課 みどり公園係 電話番号048-463-1111 内線 2102
備考	

- (注) 1 公文書の公開を受けるときには、この通知書を係員に提示してください。
2 公文書の公開の当日都合が悪い場合は、あらかじめ連絡してください。
3 「公開しない情報を公開することができる期日」の欄には、請求に係る公文書が期間の経過により1年以内に公開することができ、かつ、その期日を明示することができる場合に記載しています。
4 この決定により公開を受けた公文書から得た情報は、朝霞市情報公開条例の目的に即して適正に使用してください。

教 示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第3号（第17条関係）

公文書部分公開決定通知書

朝開収第95号
令和2年6月24日

黒藪哲哉 様

朝霞市長 富岡 勝則 印

令和2年6月10日付けで公開請求のあった公文書については、朝霞市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定したので通知します。

公開する 公文書の名称	平成29年10月26日付け起案「届出対象行為に係る事前協議等の申出について」及び平成29年11月21日付け起案「景観計画区域内における行為の届出書について」
公開の日時	年 月 日() 午前・午後 時
公開の場所	市政情報課
求めることができる公開 の実施の方法	写しの交付
公開しない情報	氏名、個人電話番号、法人の印影、法人担当部署、役職、法人電話番号、委任された法人名、図面、工作物の高さ、築造面積、基地局位置が特定できるもの
公開しない理由	朝霞市情報公開条例第7条第2号、第3号に該当 (理由)別紙のとおり
公開しない情報を公開 することができる期日	年 月 日以後であれば請求に係る公文書の 全部・一部を公開することができますので、同日以後に改めて 公文書の公開を請求してください。
担 当	都市建設部 開発建築課 建築指導係 電話番号 048-463-2585 内線 2592
備 考	

- (注) 1 公文書の公開を受けるときには、この通知書を係員に提示してください。
2 公文書の公開の当日都合が悪い場合は、あらかじめ連絡してください。
3 「公開しない情報を公開することができる期日」の欄には、請求に係る公文書が期間の経過により1年以内に公開することができ、かつ、その期日を明示することができる場合に記載しています。
4 この決定により公開を受けた公文書から得た情報は、朝霞市情報公開条例の目的に即して適正に使用してください。

教 示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

公文書部分公開決定通知書

朝開収第95号
令和2年6月24日

黒敷巧哉様

朝霞市長 富岡 勝則 印

令和2年6月10日付けで公開請求のあった公文書については、朝霞市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定したので通知します。

公開する公文書の名称	令和2年5月22日付け「景観計画区域内における行為の完了報告書」
公開の日時	年 月 日() 午前・午後 時
公開の場所	市政情報課
求めることができる公開の実施の方法	写しの交付
公開しない情報	氏名、個人資格、法人の印影、法人住所、役職、法人電話番号、法人登録番号、法人担当部署、委任された法人名、基地局位置が特定できるもの
公開しない理由	朝霞市情報公開条例第7条第2号、第3号に該当(理由)別紙のとおり
公開しない情報を公開することができる期日	年 月 日以後であれば請求に係る公文書の全部・一部を公開することができますので、同日以後に改めて公文書の公開を請求してください。
担当	都市建設部 開発建築課 建築指導係 電話番号 048-463-2585 内線 2592
備考	

- (注) 1 公文書の公開を受けるときには、この通知書を係員に提示してください。
 2 公文書の公開の当日都合が悪い場合は、あらかじめ連絡してください。
 3 「公開しない情報を公開することができる期日」の欄には、請求に係る公文書が期間の経過により1年以内に公開することができ、かつ、その期日を明示することができる場合に記載しています。
 4 この決定により公開を受けた公文書から得た情報は、朝霞市情報公開条例の目的に即して適正に使用してください。

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第3号（第17条関係）

公文書部分公開決定通知書

朝開収第95号
令和2年6月24日

黒藪哲哉様

朝霞市長 富岡 勝則 印

令和2年6月10日付けで公開請求のあった公文書については、朝霞市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定したので通知します。

公開する公文書の名称	平成30年8月8日付け收受「景観計画区域内における行為の完了報告書」
公開の日時	年 月 日() 午前・午後 時
公開の場所	市政情報課
求めることができる公開の実施の方法	写しの交付
公開しない情報	氏名、法人の印影、役職、法人担当部署、法人電話番号、基地局位置が特定できるもの
公開しない理由	朝霞市情報公開条例第7条第2号、第3号に該当(理由)別紙のとおり
公開しない情報を公開することができる期日	年 月 日以後であれば請求に係る公文書の全部・一部を公開することができますので、同日以後に改めて公文書の公開を請求してください。
担当	都市建設部 開発建築課 建築指導係 電話番号 048-463-2585 内線 2592
備考	

- (注) 1 公文書の公開を受けるときには、この通知書を係員に提示してください。
2 公文書の公開の当日都合が悪い場合は、あらかじめ連絡してください。
3 「公開しない情報を公開することができる期日」の欄には、請求に係る公文書が期間の経過により1年以内に公開することができ、かつ、その期日を明示することができる場合に記載しています。
4 この決定により公開を受けた公文書から得た情報は、朝霞市情報公開条例の目的に即して適正に使用してください。

教 示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第3号（第17条関係）

公文書部分公開決定通知書

朝開収第95号
令和2年6月24日

黒敷哲哉様

朝霞市長 富岡 勝則 印

令和2年6月10日付けで公開請求のあった公文書については、朝霞市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定したので通知します。

公開する公文書の名称	令和元年10月17日付け起案「届出対象行為に係る事前協議等の申出書及び景観計画区域内における行為の届出書について」
公開の日時	年 月 日() 午前・午後 時
公開の場所	市政情報課
求めることができる公開の実施の方法	写しの交付
公開しない情報	氏名、個人資格、個人電話番号、法人の印影、法人住所、法人担当部署、役職、法人電話番号、法人登録番号、委任された法人名、図面、敷地面積、工作物の高さ、築造面積、基地局位置が特定できるもの
公開しない理由	朝霞市情報公開条例第7条第2号、第3号に該当(理由)別紙のとおり
公開しない情報を公開することができる期日	年 月 日以後であれば請求に係る公文書の全部・一部を公開することができますので、同日以後に改めて公文書の公開を請求してください。
担当	都市建設部 開発建築課 建築指導係 電話番号 048-463-2585 内線 2592
備考	

- (注) 1 公文書の公開を受けるときには、この通知書を係員に提示してください。
2 公文書の公開の当日都合が悪い場合は、あらかじめ連絡してください。
3 「公開しない情報を公開することができる期日」の欄には、請求に係る公文書が期間の経過により1年以内に公開することができ、かつ、その期日を明示することができる場合に記載しています。
4 この決定により公開を受けた公文書から得た情報は、朝霞市情報公開条例の目的に即して適正に使用してください。

教 示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。